

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく一般行政事務の執行について（行政監査）

2 行政監査のテーマ

公の施設に係る使用料の減免について

3 監査の目的

公の施設に係る使用料については、地方自治法第225条に規定されるとおり、施設の利用に対する対価として徴収されるものであり、その負担は、施設を利用する者と利用しない者との均衡を考慮し、受益者負担の原則に基づく必要がある。

また、公の施設の利用関係については、地方自治法第244条第3項において不当な差別的取扱いを禁じる旨が規定されており、公の施設に係る使用料の徴収においても公平性が求められる。

使用料を減額又は免除することは、地方公共団体の有する権利を放棄することであり、その理由や要件は一定の明確な基準のもと、受益者負担の原則に十分配慮したうえで、公平・公正に適用すべきものである。

このようなことから、不特定多数の市民の利用に供することを目的として設置された公の施設の利用に対する対価として徴収される使用料について、その減免制度に関する事務処理の状況を把握し、手続が条例等に基づき適正に行われているか等を検証することにより、公の施設に係る使用料の減免事務の適正な執行に資することを目的とする。

4 監査の着眼点

- (1) 減免による使用料の額の算定は、条例等の規定に基づき適正になされているか。
- (2) 減免に関する基準は整備されているか。その内容は適正なものとなっているか。
- (3) 減免に係る事務手続は、条例、規則、要綱等に基づき適正に行われているか。

5 監査の対象

平成28年度の公の施設に係る使用料（指定管理者の収入とする利用料金を含む。以下同じ。）の減免状況について、全部局に対して調査票の提出を求め、概要を調査した。その結果、平成28年度に利用のあった公の施設は82施設あり、その中から、減免実績の有無、減免に関する基準（以下「減免基準」という。）の整備状況、減免件数、減免額等を考慮して6施設に係る使用料、6所属を対面監査の対象とした。この6施設のほか、概要調査において、減免基準が未整備であると回答のあった6施設に係る使用料、5所属を書面監査の対象とした。（書面監査の対象とした使用料のうちコミュニティ・プラント使用料と農業集落排水処理施設使用料については、概要調査後に行われた所属の調査により減免基準が整備済みであることが判明した。）

< 対象一覧 >

使用料の名称	所属	監査の別
楠交流会館使用料	市民文化部 市民生活課	対面
橋北交流施設使用料	市民文化部 市民生活課	書面
三浜文化会館使用料	市民文化部 文化振興課	対面
障害者福祉センター使用料	健康福祉部 障害福祉課	書面
三重北勢健康増進センター使用料	健康福祉部 健康づくり課	対面
すわ公園交流館利用料金	商工農水部 商工課	対面
公園使用料	都市整備部 市街地整備・公園課	対面
コミュニティ・プラント使用料	上下水道局 お客様センター	書面
農業集落排水処理施設使用料	上下水道局 お客様センター	書面
市立四日市病院駐車場使用料	市立四日市病院 施設課	書面
垂坂ソフトボール場利用料金	教育委員会 スポーツ課	書面
博物館使用料	教育委員会 博物館	対面

6 事前調査期間 平成29年12月25日から平成30年 2月 1日まで

7 監査期間 平成30年 2月 2日

8 監査方法

対面監査の対象とした使用料については、対象所属に対し監査調書及び関係資料の提出を求め、現地において使用料の減免に係る関係書類を抽出により調査するとともに、監査調書等に基づき関係職員からのヒアリングを行い、監査を実施した。書面監査の対象とした使用料については、対象所属に対し監査調書の提出を求める方法により監査を実施した。

第2 公の施設に係る使用料の減免状況の概要

全部局から提出された調査票を集計した結果は、次のとおりである。

平成28年度に利用のあった公の施設は82施設であり、そのうち使用料の減免実績があったのは34施設であった。

1 減免の件数及び減免額について

減免の件数及び減免額の状況は次の表のとおりである。

減 免		施設の 利用総数	
	免除	減額	
56,551 件	49,232 件	7,319 件	1,888,710 件
126,926,685 円	102,340,638 円	24,586,047 円	使用料収入額 5,859,534,801 円

82施設における利用総数は1,888,710件であり、使用料収入の総額は5,859,534,801円であった。

減免実績があった34施設における減免の件数は56,551件で、減免総額は126,926,685円であった。

2 減免基準の整備状況について

82施設のうち、減免基準を定めている施設は35施設であった。

減免実績があった34施設のうちでは、29施設が減免基準を定めていた。

公の施設 82施設	減免実績あり 34施設	減免基準あり 29施設
		減免基準なし 5施設
	減免実績なし 48施設	減免基準あり 6施設
		減免基準なし 42施設

※ 博物館が徴収する使用料のうち、特別展示室等の使用に係る使用料については減免基準が定められていないが、博物館特別展示の観覧及びプラネタリウムの映写の観覧に係る使用料については減免基準が定められているため、博物館は「減免基準あり」の施設として取り扱っている。

第3 監査対象の概要

監査を実施した12施設に係る使用料の概要及び減免の状況は、次のとおりである。

1 楠交流会館使用料

(1) 使用料の概要

楠交流会館は、市民の地域交流を推進することを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は市長であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長である。

施設内の大集会室、研修室、和室、小会議室及び調理室について、室ごとに午前、午後、夜間

及び全日の4区分の使用料の額を定め、使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、791件であった。

(2) 減免の状況

楠交流会館条例第6条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準は楠交流会館条例施行規則第10条において定められている。主な免除事由は、「市、教育委員会等が主催し、又は共催する行事に使用する場合」、「公共的団体又は公益的活動を行う団体が、その団体の主たる目的に従い主催する市内の地域社会づくりに寄与する活動、行事等に使用する場合」及び「市内の団体がボランティア活動として、市民の福祉、文化等の向上に寄与するために使用する場合」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は186件（利用総数の23.5%）、減免額は260,410円であった。

< 楠交流会館使用料 >

減 免	減免の種類		施設の 利用総数
	免除	減額	
186 件	186 件	0 件	791 件
260,410 円	260,410 円	0 円	使用料収入額 564,180 円

2 橋北交流施設使用料

(1) 使用料の概要

橋北交流施設は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を全市的に推進することを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は市長であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長である。

施設内の6室の会議室について、室ごとに午前、午後、夜間及び全日の4区分の使用料の額を定め、使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、8件であった。

(2) 減免の状況

橋北交流施設条例第6条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っているが、減免基準は定められていない。減免基準が定められていない理由は、施設の管理者である市がイベントを開催するときに限定されるためであるとしている。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は6件(利用総数の75%)、減免額は26,110円であった。

< 橋北交流施設使用料 >

減 免			施設の 利用総数
	免除	減額	
6 件	6 件	0 件	8 件
26, 110 円	26, 110 円	0 円	使用料収入額
			4, 360 円

3 三浜文化会館使用料

(1) 使用料の概要

三浜文化会館は、市民の芸術文化活動を推進するとともに、生涯学習の場や地域活動施設としての機能にも資することを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は市長であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長である。

施設内のリハーサル室、練習室、会議室、展示室、視聴覚室、創作スペース、陶芸室及び多目的ホールについて、室ごとに午前、午後、夜間及び全日の4区分の使用料の額を定め、使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、826件であった。

(2) 減免の状況

三浜文化会館条例第7条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っているが、減免基準は定められていない。減免基準が定められていない理由は、基本的に減免は認めず、減免の申出があったときに過去の経緯や団体の性質などを考慮して個別具体的に判断する必要があるためとしている。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は126件（利用総数の15.3%）、減免額は263,430円であった。

< 三浜文化会館使用料 >

減 免			施設の 利用総数
	免除	減額	
126 件	126 件	0 件	826 件
263, 430 円	263, 430 円	0 円	使用料収入額
			1, 079, 110 円

4 障害者福祉センター使用料

(1) 使用料の概要

障害者福祉センターは、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は指定管理者であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長からその徴収の事務の委託を受けた者である。

身体障害者等及び障害児に区分して1日当たりの使用料の額を定め、施設内において障害者サービスを受けることについて許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、598件であった。

(2) 減免の状況

障害者福祉センター条例第9条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っている。「減免基準」を定めた規則、要綱、運用基準等はないが、減免事由として明確なものがあり、それは利用者へ配布する案内文書に明記されている。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は32件（利用総数の5.4%）、減免額は9,000円であった。

< 障害者福祉センター使用料 >

減 免	減免の種類		施設の 利用総数
	免除	減額	
32件	32件	0件	598件
9,000円	9,000円	0円	使用料収入額 174,600円

5 三重北勢健康増進センター使用料

(1) 使用料の概要

三重北勢健康増進センターは、市民の健康増進及び健康回復を支援することを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は市長であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長である。

トレーニングジム、プール等の運動施設等の個人使用にあつては、一般、65歳以上及び中学生以下に区分して1人1回当たりの使用料の額を定め、第2プールの専用使用にあつては、1時間当たりの使用料の額を定め、軽運動室及びグラウンドゴルフ場の専用使用及び会議施設の使用にあつては、施設ごとに午前、午後、夜間及び全日の4区分の使用料の額を定め、それぞれ使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、43,728件であった。

(2) 減免の状況

三重北勢健康増進センター条例第6条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準は三重北勢健康増進センター条例施行規則第18条において定められている。主な免除事由は、「介助を必要とする身体障害者手帳等所持者の介助者が、介助のため個人使用をするとき」である。主な減額事由及びその減額割合は、「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が、個人使用をするとき。5割」及び「公共団体等が専用使用をするとき。5割」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は4,330件（利用総数の9.9%）、減免額は4,586,790円であった。

＜ 三重北勢健康増進センター使用料 ＞

減 免		施設の利用総数
免除	減額	
4,330 件	1,736 件	43,728 件
4,586,790 円	2,339,860 円	2,246,930 円
		使用料収入額
		30,801,460 円

6 すわ公園交流館利用料金

(1) 使用料の概要

すわ公園交流館は、諏訪公園内の歴史的建造物を中心市街地に来る人や住む人の憩いの場、交流の場及び自己実現の場として諏訪公園と一体的に活用し、もって中心市街地活性化の拠点とすることを目的に設置された施設である。

この施設は、指定管理者によって管理が行われており、指定管理者の収入として収受させる利用料金を採用している。

施設内のホールについては、専用使用を夜間の時間内に限っていることから、夜間のみの使用料の額を定め、ホール展示壁面については、昼間、夜間及び全日の3区分の使用料の額を定め、それぞれ使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、59件であった。

(2) 減免の状況

すわ公園交流館条例第9条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準はすわ公園交流館条例施行規則第12条において定められている。免除事由は、「四日市市又は運営協議会が主催又は共催する事業に使用する場合」であり、減額事由とその減額割合は「交流館の設置目的に資するとして市長が認めた場合 5割」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は56件（利用総数の94.9%）、減免額は119,880円であった。

＜ すわ公園交流館利用料金 ＞

減 免		施設の利用総数
免除	減額	
56 件	1 件	59 件
119,880 円	1,080 円	7,560 円
		使用料収入額
		7,560 円

7 公園使用料

(1) 使用料の概要

都市公園は、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供することを目的に本市が設置する公園又は緑地である。平成28年度末時点で479の都市公園が設置されている。

この施設の管理者は市長であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は市長である。

公園内において物品の販売、募金その他これに類する行為をする場合及び興行を行う場合に

っては、行為及び興行をする場所の面積に応じて1日当たりの使用料の額を定め、業として写真又は映画を撮影する場合にあっては、撮影機材の台数に応じて1日当たりの使用料の額を定め、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用する場合にあっては、三滝公園広場とその他の公園に区別して、三滝公園広場においては平日及び土・日曜日・祝日と区分したうえで午前、午後及び全日の3区分の使用料の額を、その他の公園においては独占して利用する部分の面積に応じて1日当たりの使用料の額を定め、それぞれ使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、253件であった。

(2) 減免の状況

都市公園条例第13条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準は都市公園条例施行規則第6条及び運用基準において定められている。主な免除事由は、「国又は地方公共団体が公益上使用するとき」、「公園の維持、管理に係る活動を行う自治会、子供会、婦人会、老人会その他公園愛護団体が公園を利用するとき」、「市又は国若しくは県が主催、共催、後援を行う事業で使用するとき」及び「公共的活動を行う団体が主催し、直接市民を対象として行う事業で使用するとき」である。減額事由及びその減額割合は、「都市公園の効用を高められると認められる催し・行事等で使用する場合であって営利活動を伴う使用であるとき。5割」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は140件（利用総数の55.3%）、減免額は15,525,161円であった。

< 公園使用料 >

減 免	減 免		施設の 利用総数
	免除	減額	
140 件	124 件	16 件	253 件
15,525,161 円	15,455,309 円	69,852 円	使用料収入額 441,007 円

8 コミュニティ・プラント使用料

(1) 使用料の概要

コミュニティ・プラントは、生活排水の水質保全及び生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与する目的で設置された施設である。

この施設の管理者は上下水道事業管理者であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は上下水道事業管理者である。

基本料金と人数割の合計額によって1月当たりの使用料の額を定め、使用者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、6,548件であった。

(2) 減免の状況

コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例第18条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準は取扱要領において定められている。主な免除事由は、「生活保護法による保護を受ける者が使用するとき」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は138件（利用総数の

2.1%)、減免額は829,440円であった。

< コミュニティ・プラント使用料 >

減 免		施設の 利用総数
免除	減額	
138 件	138 件	6,548 件
829,440 円	829,440 円	0 円
		使用料収入額
		52,106,760 円

9 農業集落排水処理施設使用料

(1) 使用料の概要

農業集落排水処理施設は、農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与する目的で設置された施設である。

この施設の管理者は上下水道事業管理者であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は上下水道事業管理者である。

基本料金と人数割の合計額によって1月当たりの使用料の額を定め、使用者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、11,423件であった。

(2) 減免の状況

農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第18条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っており、減免基準は取扱要領において定められている。主な免除事由は、「生活保護法による保護を受ける者が使用するとき」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は12件（利用総数の0.1%）、減免額は97,200円であった。

< 農業集落排水処理施設使用料 >

減 免		施設の 利用総数
免除	減額	
12 件	12 件	11,423 件
97,200 円	97,200 円	0 円
		使用料収入額
		95,733,900 円

10 市立四日市病院駐車場使用料

(1) 使用料の概要

市立四日市病院駐車場は、市立四日市病院に附置された駐車施設である。

この施設の管理者は病院事業管理者であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は病院事業管理者である。

施設を使用する時間に応じて車1台当たりの使用料の額を定め、使用者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、530,463件であった。

(2) 減免の状況

市立四日市病院使用料及び手数料条例第3条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っている。「減免基準」を定めた規則、要綱、運用基準等はないが、減免事由として明確なものがあり、それはホームページなどで公表されている。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は15,936件（利用総数の3.0%）、減免額は35,411,940円であった。

＜ 市立四日市病院駐車場使用料 ＞

減 免		施設の利用総数
免除	減額	
15,936 件	15,936 件	530,463 件
35,411,940 円	35,411,940 円	0 円
		使用料収入額
		10,412,310 円

1.1 垂坂ソフトボール場利用料金

(1) 使用料の概要

垂坂ソフトボール場は、市民の健康づくり、体力づくり及び競技力の向上を図ることを目的に設置された施設である。

この施設は、指定管理者によって管理が行われており、指定管理者の収入として収受させる利用料金を採用している。

ソフトボール場1面2時間当たりの使用料の額を定め、使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、141件であった。

(2) 減免の状況

運動施設の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っているが、減免基準は定められていない。減免基準が定められていない理由は、運動施設の利用形態や利用者の事情等を総合的に考慮し、個別に判断する必要があるためとしている。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は28件（利用総数の19.9%）、減免額は96,320円であった。

＜ 垂坂ソフトボール場利用料金 ＞

減 免		施設の利用総数
免除	減額	
28 件	28 件	141 件
96,320 円	96,320 円	0 円
		使用料収入額
		350,300 円

1.2 博物館使用料

(1) 使用料の概要

博物館は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に

供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置された施設である。

この施設の管理者は教育委員会であり、使用料の徴収事務に係る権限を有している者は、特別展示室等の使用に係る使用料（以下「特別展示室等使用料」という。）にあつては教育委員会、博物館特別展示の観覧及びプラネタリウムの映写の観覧に係る使用料（以下「観覧料」という。）にあつては教育委員会からその徴収の事務の委託を受けた者である。

施設内の特別展示室については、全日の使用料の額を、講座室については、午前、午後及び全日の3区分の使用料の額を定め、それぞれ使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。

博物館特別展示の観覧及びプラネタリウムの映写の観覧については、心身障害者とそうでない者とを区分したうえで、それぞれ一般、大学生・高校生及び中学生・小学生に区分して1人1回当たりの使用料の額を定め、観覧者から当該額の使用料を徴収している。

平成28年度における施設の利用総数は、82,205件であった。

(2) 減免の状況

市立博物館条例第8条の規定に基づき使用料の減額又は免除を行っている。

特別展示室等使用料については、市が行う事業又は主催する行事に使用する場合に免除とする判断をしており、減免基準は定めていない。

観覧料については、市立博物館条例施行規則第10条及び運用基準において減免基準が定められている。主な免除事由は、「四日市市及び三重郡に所在する学校教育法に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき」である。減額事由及びその減額割合は、「心身障害者の介添者が博物館特別展示及びプラネタリウムの映写を観覧するとき。5割」である。

平成28年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免件数は9,216件（利用総数の11.2%）、減免額は3,059,210円であった。

< 博物館使用料 >

減 免	減 免		施設の 利用総数
	免除	減額	
9,216 件	8,617 件	599 件	82,205 件
3,059,210 円	2,900,500 円	158,710 円	使用料収入額
			19,204,000 円

第4 監査の結果

公の施設に係る使用料の減免について、減免による使用料の額の算定、減免基準の整備、減免に係る事務手続などについて適正に行われているかを主眼に監査を実施した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

(1) 減免に係る事務手続について

ア 申請者から提出された減免申請書に減免を必要とする理由が記載されていない事例が見受けられた。規則の規定に従い減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に十分確認し、不備のない適切な事務処理を行うこと。 【市民生活課（楠交流会館使用料）】【商工課】

イ 規則において、使用料の減免を受けようとする者は申請書の提出により申請しなければならないと規定されているにもかかわらず、申請書を徴取していなかった。規則の規定に従い申請書を徴取すること。 【市街地整備・公園課】

ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。 【障害福祉課】【健康づくり課】【博物館】

2 意見

<各課共通事項>

(1) 減免基準の整備について

減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するときに、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。 【改善事項】

上記対象課～【市民生活課（橋北交流施設使用料）】【文化振興課】【障害福祉課】
【市立四日市病院施設課】【スポーツ課】【博物館】

(2) 減免に係る事務手続について

減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。 【改善事項】

上記対象課～【市民生活課（楠交流会館使用料）】【文化振興課】【健康づくり課】
【市街地整備・公園課】【博物館】

<各課個別事項>

【市民生活課（楠交流会館使用料）】

(1) 減免基準の規定内容について

減免基準において、減免の対象となる事由の定めはあるが、減免をする割合が定められていなかった。減免をする割合についても定め、減免基準を明確なものとしておくこと。 【改善事項】

【文化振興課】

(1) 減免基準の整備について

三浜文化会館においては、文化会館における取扱いに準じて原則として使用料の減免は行わない方針としており、そのため減免基準を設けていない。使用料を減免することが市民の芸術文化

活動のより一層の推進に資する場合はないか、他の文化施設の状況を調査のうえ、現在の方針の妥当性について検討すること。 **【要望事項】**

【健康づくり課】

(1) 使用料の額の算定について

身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る使用料をその他の使用者に係る使用料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。 **【要望事項】**

(2) 減免基準の規定内容について

身体障害者手帳等所持者に係る使用料は、その障害の種類及び程度に関係なく一律に5割減額することが定められている。障害の種類及び程度によって異なる減額割合とする必要がないか研究すること。 **【要望事項】**

【商工課】

(1) 減免基準の規定内容について

すわ公園交流館においては、当該施設の「設置目的に資するとして市長が認めた場合」を減額事由として規則に定め、当該事由に該当する場合として具体的に「中心市街地の自治会が交流の場として使用する場合」を挙げている。当該施設は、「中心市街地に住む人」だけでなく「中心市街地に来る人」の憩い・交流・自己実現の場として活用されることもその設置目的としている。このような目的を踏まえ、当該減額事由から「中心市街地の」という要件を削除し、中心市街地以外の自治会が交流の場として使用する場合であっても減額の対象とすることができないか検討すること。 **【要望事項】**

【市街地整備・公園課】

(1) 減免基準の規定内容について

減免基準において、減免の対象となる者が誰なのか、どのような目的又は用法で利用したときに減免になるのか、不明確でわかりづらい部分がある。改めてその内容を見直し、実態に即した明確でわかりやすい減免基準とすること。 **【改善事項】**

【博物館】

(1) 観覧料の額の算定について

心身障害者の介添者に係る観覧料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る観覧料をその他の者に係る観覧料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。 **【要望事項】**

(2) 減免基準の規定内容について

減免基準において、学校が教育の一環としてプラネタリウムや特別展示をその児童、生徒に観覧させるときにはその観覧料を減免することが定められている。ここにいう「学校」に外国人学校が含まれるかなど、減免の対象となる教育施設について改めて整理して明らかにしておくこと。 **【改善事項】**

【まとめ】

今回、「公の施設に係る使用料の減免について」をテーマに監査を行ったところ、以上のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設であり、市民に対して行政サービスを直接提供する場として、その果たす役割は大きい。公の施設に係る使用料は、施設の利用に対する対価として徴収されるものであり、その負担は、施設を利用する者と利用しない者との均衡を考慮し、受益者負担の原則に基づく必要がある。公の施設の設置目的を実現するため等の政策的な観点から使用料の減免制度が設けられているが、これはあくまでも特例的な措置であることを認識し、厳正な判断に基づいてその適用を行う必要がある。

今回の行政監査が、全庁的に公の施設に係る使用料の減免についての事務処理の適切な改善や見直しを推進し、今後のより一層の行政サービスの向上につながることを期待する。